

事務連絡
令和元年8月6日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「原子力災害対策指針」及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正について

日頃から薬事行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記については、原子力規制庁において令和元年7月22日付けで公表されたところですが、今般、別添のとおり原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課から事務連絡が送付されました。

今回の改正により、安定ヨウ素剤の事前配布について、地方公共団体は、住民への説明会を定期的を開催することを前提とした上で、地域の実情を踏まえ、医師会及び薬剤師会と具体的な配布方法を協議の上、薬局等で、安定ヨウ素剤を配布する方法が示されましたのでお知らせします。

なお、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の取扱いについては、「薬局医薬品の取扱いについて」（平成26年3月18日付薬食発0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「通知」という。）により通知しているところですが、安定ヨウ素剤の事前配布については、

- ・通知の第1の2なお書きに掲げる「やむを得ず販売を行わざるを得ない場合など」に該当するものとして取り扱われること
- ・通知の第2の2.(13)のその他(1)から(12)に準じるものとして取り扱われること

を申し添えます。



事 務 連 絡
令和元年 7 月 23 日

厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課 御中

原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ
放射線防護企画課

「原子力災害対策指針」及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正について

平素より原子力防災行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、第 16 回原子力規制委員会での審議の結果、「原子力災害対策指針」の改正について決定及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正について了承され、令和元年 7 月 3 日付で施行されました。

つきましては、下記の事項を原子力災害対策重点区域に所在する関係自治体の衛生主管部（局）薬務主管課に対して周知願います。

記

1. 「原子力災害対策指針」及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正の主な内容は以下のとおりであること。
 - 地方公共団体は、住民への説明会を定期的を開催することを前提とした上で、地域の実情を踏まえ、地域の医師会及び薬剤師会と具体的な配布方法を協議の上、薬剤師会会員が所属する薬局等を指定し、その薬局等で、安定ヨウ素剤を配布することも可能とすることが、「原子力災害対策指針」及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」に追加された。
2. 今般の「原子力災害対策指針」及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正に伴い、貴管下関係者に安定ヨウ素剤の取扱い等について周知いただきたいこと。

(参考)

- 原子力規制委員会HP

<https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/measure/index.html>

- ・ 原子力災害対策指針

<https://www.nsr.go.jp/data/000024441.pdf>

- ・ 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって

<https://www.nsr.go.jp/data/000024657.pdf>



以上